

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 27



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 訓 令

○地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令 (人事課取扱い) 1

## 訓 令

## 鹿児島県訓令第 4 号

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

地域振興局及び支庁事務処理規程の一部を改正する訓令

地域振興局及び支庁事務処理規程（平成19年鹿児島県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 13 の項第 3 号ア中「5,000万円」を「6,000万円」に改める。

別表第 4 総務企画部の表 16 の項第 1 号中「32」の次に「，政令附則②ⅠⅡ」を加え，同項第 2 号中「33①②」の次に「，政令附則②Ⅲ」を加え，同項第 3 号中「33④⑥」の次に「，政令附則②Ⅲ」を加え，同項第 4 号中「34①②」の次に「，政令附則②Ⅳ」を加え，同項第 5 号中「立入検査」を「立入検査等」に改め，「35①②」の次に「，政令附則②Ⅴ」を加え，同表 18 の項中「11①Ⅳ②Ⅵ③④⑤⑥」を「10①Ⅳ②Ⅵ③④」に改める。

別表第 4 保健福祉環境部の表 17 の項第 12 号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

別表第 4 建設部の表 1 の項第 2 号中「，その」を「又はその」に改め，同項第 4 号中「立入検査」を「立入検査等」に改め，同表 2 の項第 2 号中「に係る」を「の処理又はその」に，「20②」を「20①②」に改め，同表 25 の項第 2 号中「18②Ⅰ」を「18③Ⅰ」に改め，同項第 4 号中「並びに」を「及び」に改め，同項第 28 号及び第 29 号中「緩和の承認」を「適用除外に係る認定」に改め，同表 32 の項第 1 号中「8」を「7」に改め，同項第 2 号中「12①②③④⑤」を「11①②③④⑤」に改め，同項第 3 号中「13②③④⑤⑥」を「12②③④⑤⑥」に改め，同項第 4 号中「特定建築物に係る」を削り，「14①」を「13①」に改め，同項第 5 号中「特定建築物に係る」を削り，「14②」を「13②」に改め，同項第 6 号及び第 7 号を削り，同項第 8 号中「特定建築物に係る」を削り，「17①」を「15①」に改め，同号を同項第 6 号とし，同項第 9 号から第 11 号までを削り，同項第 12 号中「35①，36①」を「30①，31①」に改め，同号を同項第 7 号とし，同項第 13 号中「35③，36②」を「30③，31②」に改め，同号を同項第 8 号とし，同項第 14 号中「37」を「32」に改め，同号を同項第 9 号とし，同項第 15 号中「38」を「33」に改め，同号を同項第 10 号とし，同項第 16 号中「39」を「34」に改め，同号を同項第 11 号とし，同項第 17 号から第 19 号までを削り，同項第 20 号中「6②ⅣⅤ」を「4②ⅣⅤ」に改め，同号を同項第 12 号とし，同項第 21 号中「11，29」を「13，28」に改め，同号を同項第 13 号とする。

## 附 則

この訓令は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。